

## 【必要書類】

- ① **査証申請書** ※申請書記載例 → こちら
- ② **写真1枚** (カラー、縦4.5cm×横3.5cm、6ヶ月以内の撮影、正面、脱帽、無背景のものを査証申請書に貼付してください。)
- ③ **台湾身分証写し**  
A4白色用紙表面に、身分証の表、裏をコピーしてください
- ④ **履歴書**  
申請人本人が、中国語又は日本語で作成してください。
- ⑤ **理由書**  
ワーキング・ホリデー制度を利用したい理由を、申請人本人が、中国語又は日本語で作成してください。  
※ 2019年前期・後期のワーキング・ホリデー査証の発給を受けた方（未使用である場合に限る）で再申請する場合は、再申請である旨及び訪日できなかった理由も記入してください。
- ⑥ **計画書**  
ワーキング・ホリデー制度により日本に入国後何をしたいかを、申請人本人が、中国語又は日本語で作成してください。

⑦ 最終学歴等を証する資料

在学（休学）証明書、卒業証明書写し、休学証明書写し等

※ 学生証写しの場合、教育部の規程により在学証明に代わると注記されているないものは認められません。

※ 改名により現在の氏名と相違する場合は、改名事実が記載された戸籍謄本（**3ヶ月以内発行**）を提出してください。

⑧ 台湾に戻るための切符を購入するための資金及び滞在当初の生計を維持するための資金を所持することを証明する資料（8万台湾元以上）

銀行・郵便局が発行した預金残高証明書（1ヶ月以内に発行されたもの）

※ **通帳写しは証明資料とは認められません。**

※ 親族名義の場合は、申請人との関係を証明する戸籍謄本（**3か月以内発行**）が別途必要

⑨ その他自己アピール資料写し（これらがなくても申請は可能です。）

日本語能力試験認定証、BJT ビジネス日本語能力テスト成績証明書、日本語学校の修了証、日本の文化又は技芸に関する免状等、本制度の利用を希望する自己アピールに関する資料

⑩ 護照写し（護照原本も持参してください）

身分事項ページ（署名部分を含む）のほか、**過去取得した日本国査証、上陸許可シール等がある全ページのコピーを提出してください。**

## **【以下の注意事項は必ずお読みください。】**

### ※ 護照について

- ・ 護照は、日本入国時に有効であることが必要であり、残存有効期間の制限はありませんが、入国後の有効期間が短い方については、事前の旅券再発給手続をお勧めします。
- ・ また、申請の際に提出していただく護照写しのデータで審査手続を行いますので、申請時提出した護照コピーと、査証受領時の護照は同一である必要があります。護照再発給をお考えの方は、申請前に再発給手続をお願いします。
- ・ 護照身分事項ページへの署名を、必ず忘れないようにしてください。

### ※ 提出書類について

- ・ 提出書類は黒色又は濃い青色ボールペンで記載してください。
- ・ 鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- ・ 消せるボールペンで記入した申請書では申請できません。

- 提出書類は、必ず白色無地の上質紙（白色以外の紙、感熱紙等は不可）を使用し、**片面に印刷**してください。ただし申請書のみ両面印刷可とします。
- 全ての文書は、必ずA4サイズ**にて提出してください。
- 申請時には、必ず**上記「必要書類」の順番に従って編綴**し、窓口に提出してください。
- 上記書類①、④、⑤、及び⑥については、ダウンロードして印刷したもの、又は、当事務所にて配付するものを使用してください。
- 上記④、⑤、⑥は、パソコンを使用して作成しても構いませんが、署名欄へは自筆で署名をしてください。
- 各書類は、必ず申請人本人が作成してください。本人が作成したものと認められない場合には、審査上不利に扱われることがあります。
- 提出資料の内容については、各自十分な確認をお願いします。  
資料不足、記載不十分、内容不鮮明、指定した規格に準じていないもの、署名の不一致等については、審査上不利に扱われことがあります。
- 提出書類は返還しませんのでご注意ください。